

「一帯一路」構想の実施が4年目に突入

～インフラ建設・貿易・金融における成果が着実に

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス..... 2

「一帯一路」構想の実施が4年目に突入～インフラ建設・貿易・金融における成果が着実に..... 2

- ◇ シルクロード経済帯(「一帯」)と21世紀のシルクロード(「一路」)の構築が初めて提起されてから3年が経った。「一帯一路」構想は京津冀一体化と長江経済ベルトと並ぶ「十三・五」時期の三大地域戦略と位置づけられており、中国経済発展戦略の一つとなっているが、海外協力における具体的な経路と分野を明確に示し、視野を海外まで拡大してアジア、欧州、アフリカとの協力関係を築こうという意向が強いことから、世界各国の注目を集めている。このほど出版された、中国国家情報センター作成の「一帯一路ビッグデータ報告(2016)」で、海外の一帯一路沿線各国から国内の省・地域までの構想への参与度合いが指数化されたように、「一帯一路」構想の具現化はデータからも裏付けられつつある。
- ◇ 「一帯一路」は一見、膨大で掴みどころのない構想に見えるが、政府間協力合意の達成、インフラ建設の推進、貿易・投資・金融面における着実な進展に伴い、輪郭だけでなく、中身も充実しつつある。ユーラシア大陸の東西を「陸と海のシルクロード」で結合する、大規模な投資を実施することによって地域経済全体を押し上げることが期待されており、貿易・投資、金融、インフラ、エネルギーや環境保護といった分野にビジネスチャンスが多く秘められていると思われる。日本企業も中国企業との協力を通じて、第三国市場へ進出することが「一帯一路」構想によって生み出されたビジネスチャンスを掴むための「近道」といえる。「一帯一路」構想が具現化している中、現出し続けている新市場、新産業やビジネスチャンスの動向に注目していきたい。

君合の中国法コラム..... 8

労働争議における虚偽精算の主なタイプ及び裁判の観点に対する分析..... 8

- ◇ 日常の実務において、虚偽精算は隠蔽性、混淆性が極めて高く、調査の上で明確化及び線引きを行うことが難しく、労働契約解除に関するリスク分析は必ずしも容易ではない。このため、弊職らは虚偽精算に関する労働契約解除案件の裁判資料を計56部収集して調査サンプルとし、かつその中から虚偽精算の主なタイプ、裁判の観点をまとめることにより、かかるタイプの案件の構成要件をさらに明確化した。

BTMUの中国調査レポート(2016年11月)..... 11

メインピックス

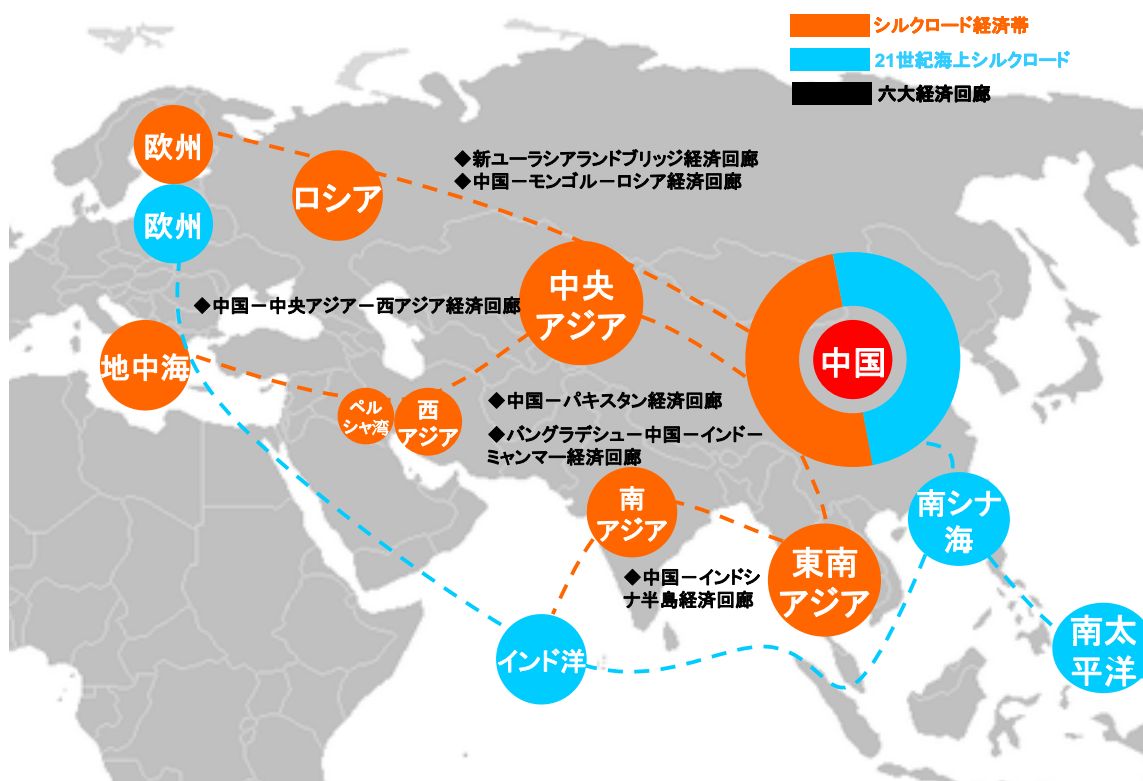
「一帯一路」構想の実施が4年目に突入～インフラ建設・貿易・金融における成果が着実に

シルクロード経済帯(「一帯」)と21世紀のシルクロード(「一路」)の構築が初めて提起されてから3年が経った。「一帯一路」構想は京津冀一体化と長江経済ベルトと並ぶ「十三・五」時期の三大地域戦略と位置づけられており、中国経済発展戦略の一つとなっているが、海外協力における具体的な経路と分野を明確に示し、視野を海外まで拡大してアジア、欧州、アフリカとの協力関係を築こうという意向が強いことから、世界各国の注目を集めている。このほど出版された、中国国家情報センター作成の「一帯一路ビッグデータ報告(2016)」で、海外の一帯一路沿線各国から国内の省・地域までの構想への参与度合いが指数化されたように、「一帯一路」構想の具現化はデータからも裏付けられつつある。本稿はこの3年間の「一帯一路」構想の各分野における成果をまとめる。初期段階の進捗状況を踏まえることで、長い目で構想の進展を考える一助としたい。

I. 時間軸・地理的關係で見る「一帯一路」の俯瞰図

「一帯一路」は中国から中央アジアや西アジアを経て欧州まで繋がる陸上の「シルクロード経済帯」(一帯)、中国から東南アジア、南アジア、インド洋、地中海を経て欧州へ向かう海上の「21世紀海上シルクロード」(一路)からなる。

【図表1】「一帯一路」構想の概況



出所:「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同構築を推進する青写真と行動プラン」より当行中国調査室作成

「一帯一路」構想の正式発表は2014年11月11日のAPEC会議であったが、その1年前の2013年9月から10月にかけて、習近平・国家主席が外遊先でシルクロード経済帯の構築、「21世紀海上シルクロード」構想をそれぞれ提起していた。「一帯一路」構想は実際にはその時点よりさらに早い段階から準備されていたことが窺われる。経済政策であり、外交政策ともいえる「一帯一路」構想を実現するためには、政府関係、資金調達、地政学リスクなどなど様々な難点を乗り越えなければならない。発表から3年を経たとはいえ、実際に実

施に移されたのは2015年からであり、構想の実現に向けてはまだ発足期にあたりと考えられる。

【図表2】「一帯一路」構想の歩み

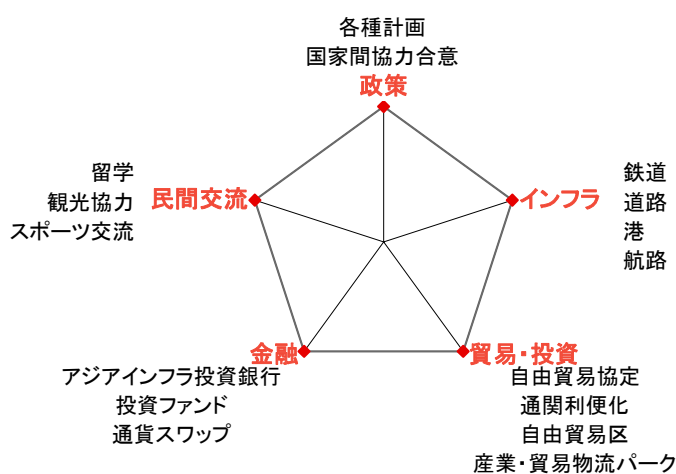
2013年9月	習近平主席がカザフスタン訪問にて初めてシルクロード経済帯の構築を提言
2013年10月	習近平主席がインドネシアで開催中のAPEC会議にて「21世紀海上シルクロード」を提言
2014年11月	中国政府が北京で開催中のAPEC会議にて「一帯一路」構想を正式公開
2014年12月	中央経済工作会议にて「一帯一路」が発展の三大戦略の1つとして位置づけられる
2015年3月	「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同構築を推進する青写真と行動プラン」(以下、「一帯一路」計画という)を公開

出所: 公開資料より当行中国調査室作成

II. 地域別・産業別で見る「一帯一路」の進捗状況

「一帯一路」計画では、各国との協力分野が「政策協調、インフラネットワークの形成、貿易・投資の自由化、金融協力、民間交流」といった5つに分けられている。

【図表3】「一帯一路」構想における5つの協力分野



出所: 「一帯一路」計画、公開資料より当行中国調査室作成

2016年6月末までに、中国は34カ国ないし国際機関と「一帯一路」構想を実現するための政府間協力協議に合意した。例えば、ポーランド、チェコとは「一帯一路」協力計画綱要覚書に署名し、カザフスタン、タジキスタン、ラオス、カンボジアとの協力計画綱要は制定中であり、トルコ、チェコ、ポーランド、サウジアラビアなどとは『「インターネット上のシルクロード」建設の強化に関する協力覚書』に署名し、セルビアとは生産能力協力の協働推進に関する覚書に署名した。2016年4月、中国は国際連合アジア太平洋経済社会委員会と「一帯一路」に関する協力合意書に署名し、これは初めての国際機関との合意となった。「一帯一路」構想は、現段階では覚書や計画制定の段階にあるが、今後さらに具体的な協力計画が打ち出されると思われる。以下では、インフラ建設、貿易・投資、金融協力といった3つの分野に絞って「一帯一路」の成果をまとめる。

「六大経済回廊」における道路、鉄道、港などインフラ建設

「一帯一路」計画では、陸上の重要都市を基礎とし、重要経済貿易産業パークをプラットフォームとし、海上では重点港をハブとする国際経済協力通路や経済回廊を構築する構想が取り上げられている。2015年5月、重慶で開催されたユーラシア互聯互通産業対談大会において、新ユーラシアランドブリッジ、中国－モンゴルーロシア、中国－中央アジア－西アジア、中国－インドシナ半島、中国－パキスタン、バングラデシュ－中国－インド－ミャンマーといった6つの経路が「六大経済回廊」として初めて明確化された。このうち、「中国－モンゴルーロシア経済回廊建設計画綱要」は2016年6月にすでに合意に達しており、他の経済回廊の関連計画もこれから整っていくことが期待される。六大経済回廊は「一帯一路」構想を具体化したものと言われるが、インフラ施設の建設は経済回廊による関係国間の「互聯互通」(政策体制、交通システム、金融システムなどにおける共同発展)の基礎となっている。現段階では、経済回廊を成り立たせるためのインフラ建設が着実に進んでいる。

【図表4】「一帯一路」六大経済回廊におけるインフラ建設の進捗状況

中国関連地域	経済回廊	内容	インフラ建設の進捗状況
東北地域	中国－モンゴル－ロシア経済回廊	華北ルート(北京・天津・河北－フホト－モンゴル－ロシア)、東北ルート(大連－瀋陽－長春－ハルビン－満州里－チタ)という2つの経路に分けられている。	—
西北地域	新ユーラシアランドブリッジ経済回廊	江蘇連雲港－山東日照－オランダロッテルダム国際鉄道幹線、蘭州－連雲港、蘭州－新疆国内鉄道	中欧班列(CHINA RAILWAY Express)は中国鉄道総公司によって組織された国際連合運営の貨物輸送鉄道列車であり、中国から一帯一路沿線国家、欧州までの物流効率の向上に大いに貢献している。2016年6月末までに、1,881次以上が運行している。2015年で新規開通された中欧班列列車は815次と2014年の2.7倍となった。現段階で、中国国内で16都市、「一帯一路」沿線7カ国が中欧班列によって連結されている。2016年10月、「中欧班列建設発展計画(2016－2020年)」が発表され、今後5年間の建設計画を明確化した。「幹線・支線統合」また、発展初期にある中欧班列は、高運営コスト、無秩序競争、需給のミスマッチ、通関利便性の不十分、沿線の交通インフラやサービスの不足といった喫緊の課題も提示されている。
	中国－中央アジア－西アジア経済回廊	新疆からベルシャ湾、地中海沿岸、アラビア半島までの経路となっている。関連国家は中央アジア五カ国、イラン、トルコなどがある。	中国－キルギス－ウズベキスタン鉄道の「アングレン－バブ」鉄道トンネルプロジェクトが竣工、タジキスタン「ヴァフダット－アワント」トンネルプロジェクトの第1号トンネルが竣工、キルギス「南－北」道路プロジェクト、トルコ東西高速鉄道の前期工事が順調に進行。
	中国－パキスタン経済回廊	新疆カシュガルからパキスタンのグワダル港まで全長3,000kmで、北に「シルクロード経済帯」、南に「21世紀海上シルクロード」にそれぞれ繋がっており、「一帯」と「一路」を接続させる重要な経路となっている。道路、鉄道、石油・天然ガス、光ケーブルが備わっている貿易回廊である。	パキスタンカラコルム道路第2期、カラチ高速道路が着工、ラホール軌道交通施設などの重点プロジェクトは資金調達完了。
西南地域	バングラデシュ－中国－インド－ミャンマー経済回廊	関係国・地域：中国国内は雲南、珠江デルタ経済圏、海外はバングラデシュ、インド、ミャンマー	—
東南地域	中国－インドシナ半島経済回廊	関係国・地域：珠江デルタ経済圏、インドシナ半島国家	ジャカルターバンドン高速鉄道の先行部分が建設開始、中国国内鉄道ネットワークに接続した初めての海外鉄道プロジェクトとなる中国－ラオス鉄道は建設中、中国－タイ鉄道建設に関する交渉が加速。玉溪－磨憨鉄道プロジェクトの建設が加速。瀾滄江－メコン国際航路第二期プロジェクトの初期工事が全面開始。

出所：公開資料より当行中国調査室作成

貿易・投資の進展

海外における中国企業による請負契約に占める5,000万米ドル以上のプロジェクトは、2016年1～9月に512件と前年同期より33件増加し、新規成約金額は1,247億4,000万ドルと新規成約総額の84.4%を占めた。このうち、「一帯一路」関連の61カ国における中国企業による新規成約数は4,191件、成約金額は745億6,000万米ドルと同時期の成約総額の50.4%を占めた。

国レベルでは、「一帯一路」沿線国20カ国と生産能力協力(高速鉄道、電力、エネルギーなどの分野における協力)に関する協力協定に合意した。ロシア、パキスタン、イラン、カザフスタンと原子力発電技術に関する協力関係を築いた。自由貿易区や経済パートナー協定などの交渉も積極的に進めている。このうち、中国－ASEAN自由貿易区レベルアップ「協定書」が発行し、「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)」、中国－シンガポール自由貿易区のレベルアップ、中国－グルジア自由貿易協定、中国－モルディブ自由貿易区に関する交渉が着実に進んでいる。中国－湾岸協力会議自由貿易区、中国－イスラエル自由貿易区については交渉が再開された。また、中国－トルコ越境電子商務プラットフォームは運営が開始された。

2016年9月末までに、中国は「一帯一路」関連20カ国において56の協力区(産業パーク或いは貿易・流通パークなど)を建設しており、累計投資額は179億米ドルに達している。現段階で協力区に進出している1,045社の企業による総付加価値額は475億4,000万米ドルとなっている。このうち、「一帯一路」構想の1つのシンボルともいわれる中国－ベラルーシ工業パークは初期段階のインフラ建設が基本的に完成され、2016年末までに、企業や投資に対して全面的に開放される予定である。中国－ベラルーシ工業パークを通じ、中国とベラルーシ両国は貿易、投資、金融などにおける全面的な協力を目指しており、機械製造、電子情報、バイオ医薬、新材料、精製化学工業、倉庫物流といった重点産業を明確化している。現段階では、中国－ベラルーシ工業パークに進出した企業は、招商局集団といった国有企業から民間大手の中興通迅、華為、中

聯重科までがある。産業育成、貿易流通を促進するため「十免十半減」という免税政策が中国一ベラルーシ工業パークのセールスポイントとして注目を集めている。

資金調達

「一帯一路」の資金調達問題を解決するために、中国政府主導の400億米ドルのシルクロード基金と1,000億米ドルのアジアインフラ投資銀行(AIIB)がすでに投融資活動を開始している。例えば、AIIBはアジア開発銀行、欧州復興開発銀行と協力して南アジア、中央アジアにおける2つの道路プロジェクトに投資する予定である。さらに、中国による二国間・多国間生産能力に関する協力基金の総規模は1,000億米ドルを超過した。2016年11月に、中国-中東欧基金が発足し、その基金規模は100億ユーロに達し、中東欧のインフラ設備や製造業などに投資するプロジェクト投資総額は500億ユーロに達する見込みである。中国-中東欧基金は初めて政府の後押しによって設立された非政府系の海外投資ファンドとなる。海外だけでなく、中国国内においても、広東や福建による地方版シルクロード基金が次々と設立された。また、人民銀行は「一帯一路」沿線の21カ国と通過スワップ協定を締結し、7カ国に人民元適格機関投資家(RQFII)投資枠を与え、沿線の8カ国・地域において人民元クリアリング(決済)銀行が設立された。

【図表5】「一帯一路」の代表的な資金調達機関

組織名	 シルクロード基金	 ASIAN INFRASTRUCTURE INVESTMENT BANK
設立	2014年12月29日	2015年12月25日
出資国家/企業	中国外貨準備の関連投資プラットフォーム、中国投資有限公司、中国輸出入銀行、国家開発銀行	2016年8月31日現在、57カ国・地域の正式メンバーがある。そのうち、アジアは34、ヨーロッパは18、オセアニアは2、南アメリカは1、アフリカは2カ国・地域
資金規模	初期資本金は100億ドル、投資総規模が400億ドルになる見込み	法定資本金総額は1,000億ドル
投資分野	インフラ施設、資源開発、産業協力、金融協力	インフラ施設、生産性産業、非メンバー国への融資
プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■中国三峡集団がパキスタンなどの南アジア諸国における水力発電所といったクリーンエネルギー関連プロジェクトを支持 ■中国化工集団がイタリアのピレリタイヤに対するM&Aを支持 ■ロシアのヤマルLNG一体化プロジェクトの投融資に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■バングラデシュにおける配電設備の改善および配電量拡充プロジェクト ■世界銀行との協働によるインドネシアにおけるスラムの改善プロジェクト ■アジア開発銀行と英国貿易発展部との協働によるパキスタンのパンジャーブ州におけるM4高速道路プロジェクト ■欧州復興開発銀行との協働によるタジキスタンの首都ドゥシャンベからウズベキスタン国境まで繋がる公共道路プロジェクト

出所: 公開資料より当行中国調査室作成

2016年6月25日、AIIBは発足後の第1号のプロジェクトの内容を公開し、同年8月15日に、パキスタンM4高速道路が順調に着工しており、工程は2年間と予定されている。AIIBの創設メンバー国は57カ国であったが、その後、参加申請を提出した国が続々と現れている。2016年8月31日に、カナダがAIIBへの参加を申請したことが明らかになり、創設メンバー国以外にAIIBへの参加を正式に申し出た国は20カ国を超えた。2016年末時点では、AIIBのメンバー国は90カ国以上になる見込みである。また、2016年11月、創設メンバー国としてイギリスも4,000万ポンドをAIIBに増資することを発表した。AIIBの投資活動は幅広く評価されており、これから、AIIBの投資規模もメンバー国の数も拡大していくと思われる。

一方、AIIBや国際的な金融機関と比べて、シルクロード基金の出資者は中国国内企業・機関に限定されている。シルクロード基金は主に中長期開発プロジェクトに集中し、多元化された投融資サービスを提供すると

されているが、国際的なプロジェクトを順調に進めるために、海外企業・機関との協力も積極的に求めている。2015年12月14日、シルクロード基金はカザフスタンの輸出投資署と合意に達し、20億米ドルの共同出資で中国ーカザフスタン生産能力協力特別基金を設立した。これはシルクロード基金の発足後初めての特別基金となった。

Ⅲ. 指数化された「一帯一路」

ビッグデータで見る「一帯一路」

10月28日に発表された「一帯一路ビッグデータ報告(2016)」(以下、「報告」という)は中国国内外の主なウェブサイトおよびニュースネット、SNSサイトなどから収集された3,000億件以上のデータをビッグデータ技術で分析した結果である。なお同報告の出版発表会では、同シリーズの報告書を毎年出版する予定が明らかになった。以下では、現段階で公開された「報告」の統計結果を基に、ビッグデータから見る「一帯一路」の進捗状況を紹介する。

産業別では、自動車、建材、鉄鋼、電力および情報通信産業といった5つの分野における生産能力協力が海外から最も注目されている。このうち、東南アジア諸国は自動車、鉄鋼、電力および情報通信産業、中東欧州諸国はインフラ施設投資、物流センターの設立、東北アジア諸国は自動車、不動産、産業パーク、道路および送電網の建設にそれぞれ関心が高い。

中国が推進する国際的生産能力協力に対する関心度についての国・地域別のランキングも明らかにされた。世界全体では、インド、アメリカ、オーストラリア、イギリスおよび南アフリカのメディアやネットユーザーの関心度は、最も高いという位置づけとなった。一方、「一帯一路」沿線国では、インド、シンガポール、パキスタン、マレーシア、ロシア、インドネシアのメディアやネットユーザーの関心度が同様に最も高い結果となった。61%の国のネットユーザーが中国の国際生産能力協力に対してポジティブな態度を示している。具体的な協力分野に関して、中国とともに第三国市場を開拓するような生産能力協力の実施、国内のインフラ施設の改善、中国の国際生産能力協力向け金融サービスの受け入れ、といった意向が浮かび上がった。

国内では、31省・自治区・直轄市の「一帯一路」への参与度合いを指数化した結果、上位10地域は、広東、浙江、上海、天津、福建、江蘇、山東、河南、雲南、北京という順になっている。「一帯一路」構想における中国国内の地域分類では、沿海地区の平均参与度は71.07と最も高く、他には、東北地区は57.57、内陸地区は55.47と平均参与度が比較的低い。西北地区と西南地区はさらに低い水準となっている。

「五通指数」で見る「一帯一路」

「一帯一路」構想への参与度合いを国別で評価するため、国務院発展研究センター、北京大学海洋研究院、国家情報センターなどが「五通指数」という指標に基づいて『「一帯一路」沿線国五通指数報告』を発表した。「五通指数」は前述した5つの協力分野にそれぞれサブ指数を設けた上で、個々の国に対して採点する(付表)。その採点結果に基づいて、「一帯一路」沿線国が「順調型」「良好型」「潜力型(ポテンシャル型)」「薄弱型(脆弱型)」という4つのレベルに分けられている。このうち、「順調型」とされる最高得点の5カ国は順に、ロシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシアとなっている一方、ポテンシャル型国が31カ国と最も多く、現段階では、沿線63カ国の参与度合いは楽観視できない状況にある。ポテンシャル型国の内訳をみると、「五通指標」の5つともに低水準にあるのではなく、例えば、32位で「ポテンシャル型」とされるフィリピンは政府交流の得点は3.5である一方、貿易環境の得点は7.55と「良好型」の一部の国の同項目の得点を上回った。同じく「ポテンシャル型」のチェコは、金融協力の得点は3.23と比較的低い一方、他の4項目における平均得点は6.02となっている。「一帯一路」構想を達成させるには、沿線国の具体的状況に基づいて国ごとに適合した施策を選択することが不可欠である。

「一帯一路」は一見、膨大で掴みどころのない構想に見えるが、政府間協力合意の達成、インフラ建設の推進、貿易・投資・金融面における着実な進展に伴い、輪郭だけでなく、中身も充実しつつある。ユーラシア大陸の東西を「陸と海のシルクロード」で結合する、大規模な投資を実施することによって地域経済全体を押し

上げることが期待されており、貿易・投資、金融、インフラ、エネルギーや環境保護といった分野にビジネスチャンスが多く秘められていると思われる。日本企業も中国企業との協力を通じて、第三国市場へ進出することが「一帯一路」構想によって生み出されたビジネスチャンスを掴むための「近道」といえる。「一帯一路」構想が具現化している中、現出し続けている新市場、新産業やビジネスチャンスの動向に注目していきたい。

【付表】「一帯一路五通指数」指標および関連国家順位

指標Ⅰ	指標Ⅱ	指標Ⅲ
政策交流	政治相互信用	指導層交流の頻度 パートナー関係 政府間交流の効力
	協力メカニズム	在中国大使館・領事館数 二国間の重要文書数
	政治環境	政治安定性 清廉(クリーン)指数
インフラネットワーク	交通施設	物流効率指標 中国との直航の有無 中国との鉄道の有無 中国との海路の有無
	通信施設	電話線カバー率 インターネット普及率
	エネルギー施設	石油輸送力 天然ガス輸送力 電力輸送力
貿易環境	融通水準	関税水準 非関税貿易障壁 貿易条件指数 双方貿易額
	投資水準	双方投資協定 中国対当該国の直接投資フロー 当該国の対中国直接投資フロー
	ビジネス環境	越境貿易自由度 ビジネス規制
金融協力	金融協力	通貨スワップ協力 金融監督管理協力
	貸出システム	投資銀行間協力 貸出利便性
	金融環境	信用市場規範性 金融市場規模 公共債務規模 通貨安定性
民心交流	旅行活動	旅行目的地としての人気度 中国向けの旅行者数
	科学教育交流	科学研究協力 人口百万人当たりの孔子学院数
	民間交流	中国ネットユーザーの当該国に対する関心度 当該国ネットユーザーの中国に対する関心度 友好都市数 民衆好感度

出所:『「一帯一路」沿線国家五通指数報告』より当行中国調査室作成

採点基準	
レベル	得点
順調型	40～50
良好型	30～40
ポテンシャル型	20～30
脆弱型	10～20

注:指標Ⅰの項目ごとに10点となる。

「一帯一路」国家五通指数上位各国		
順調型	1	ロシア
	2	マレーシア
	3	シンガポール
	4	タイ
	5	インドネシア
良好型	6	カザフスタン
	7	モンゴル
	8	パキスタン
	9	アラブ首長国連邦
	10	カタール
	11	トルコ
	12	ベラルーシ
	13	インドネシア
	14	ベトナム
	15	ウズベキスタン
	16	カンボジア
	17	ルーマニア
	18	ポーランド
	19	イスラエル
	20	スリランカ
	21	エジプト
	22	ハンガリー
	23	ラオス

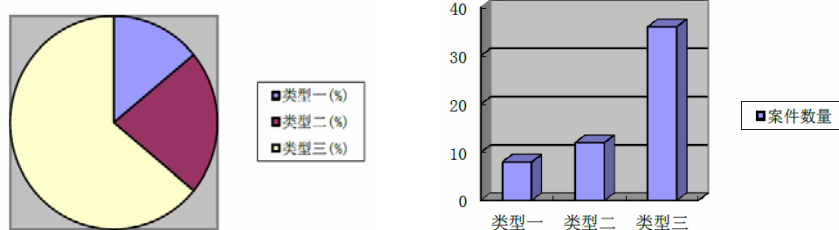
三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 于瑛琪

君合の中国法コラム

労働争議における虚偽精算の主なタイプ及び裁判の観点に対する分析

日常の実務において、虚偽精算は隠蔽性、混淆性が極めて高く、調査の上で明確化及び線引きを行うことが難しく、労働契約解除に関するリスク分析は必ずしも容易ではない。このため、弊職らは虚偽精算に関する労働契約解除案件の裁判資料を計56部収集して調査サンプルとし、かつその中から虚偽精算の主なタイプ、裁判の観点をまとめることにより、かかるタイプの案件の構成要件をさらに明確化した。

I. 虚偽精算の主なタイプ及び裁判に対する分析



1. タイプ1: 精算のベースとなる事実は真実であるが、インボイスが偽物である又は法律にする

例えば(1)インボイスが偽物である。(2)精算の回が異なるが、インボイスの番号が連続している。(3)インボイスの番号と精算の順序が一致しない(例:先に精算したインボイスの番号が後で精算したインボイスの番号より新しい)等の状況が挙げられる。裁判資料の統計をとったところ、かかるタイプの案件数は比較的少ないものの、かかるタイプの案件のうち、例えばインボイスが偽物であることは税務機関又はインボイス上の情報を通じて確認することで比較的容易に証明されるため、会社側の勝訴率が比較的高い。

2. タイプ2: 精算のベースとなる事実は真実であり、インボイスは本物であるが、精算制度にする

かかるタイプの虚偽精算に端を発する労働関係解除案件は計12件で、全案件の22%を占め、数が比較的多く、会社側が勝訴した案件と敗訴した案件はそれぞれ50%となっている。

3. タイプ3: 精算のベースとなる事実が虚偽である

かかるタイプの虚偽精算を原因とする労働関係解除に関する労働争議案件は36件で、全案件の64%を占め、最も主要な虚偽精算争議のタイプである。会社側が勝訴したものは18件で、精算の事実が虚偽であることを十分に立証した状況において、裁判所は何れも労働契約解除という主張を支持している。会社側が敗訴した18件の判例のうち、証拠不足で敗訴したものは15件に上ることから、かかるタイプの案件における調査及び証拠収集が比較的困難であることを示している。

II. 虚偽精算の判例が示す特殊な法的問題に対する分析

1. 虚偽精算が社内の審査承認を経たことに関する影響

虚偽精算は、会社の審査承認を経るにあたり法的に2種類の効果をもたらす。効果1:会社側及び財務担当者の審査が甘い、不注意又は大目に見るといふ過失は、労働者の過失認定に影響を及ぼす。効果2:労働者の虚偽精算行為の隠蔽性が非常に高く、具体的な責任者が正常な審査基準において虚偽を発見することが難しい場合、精算が審査承認を経ても上述の効果は生じず、労働者が主な過失責任を負う。

2. 虚偽精算における規律違反の深刻度に対する判断

裁判所による虚偽精算の深刻度の審査は、金額、回数、継続期間、主観的な故意の有無、精算金の用途等

の面から行われる。そのうち、虚偽精算の金額及び労働者に主観的な故意があったか否かが比較的重要な審査要素となる。

3. 精算における労働者の主観的な故意の有無に対する判断

労働者が精算に関しての主観的な故意の有無について主に行う抗弁としては、「(1)インボイスの真偽を判別することができない。インボイスは店側が提供したものである。(2)インボイスの添付又は記入ミスは、一般的な過失であって故意ではない。(3)精算は業務上の支出について行ったものであり、金儲け又は着服しようという主観的な故意はなかった。(4)精算は上司の承認又は黙認を得ており、規則制度の規定に違反していない」が挙げられる。実務上、インボイスの発行、管理が依然として規範化されていない等の現実的な要素を考慮し、コンプライアンスを徹底して真実性がありかつ有効なインボイスを提供することを労働者に要求するのは厳し過ぎることから、裁判所は虚偽精算に対してある程度寛容的な態度を取っている。

4. 精算利益の帰属に関する影響

精算利益の帰属としては主に、利益が精算者本人に帰属する、その他の名目の業務支出に用いる、精算金を顧客の接待に用いる、コンプライアンスに反する支出に用いるという状況が挙げられる。後ろ2つの状況は労働者による抗弁の主なポイントであり、それは会社側に侵害をもたらしておらず、金儲けの意図はないと主張する。裁判の結果を見ると、かかる抗弁はタイプ1とタイプ2の争議案件の中で裁判所の支持を比較的勝ち取りやすいものの、タイプ3においては、精算のベースとなる事実が虚偽であるという劣悪な性質により、労働者に主観的な悪意があったことは明らかであり、精算が業務の支出について行われたとしても、労働者に深刻な規律違反という法的責任があると判断される場合が多い。

5. 虚偽精算に対する会社側の処理プロセス上の問題

会社側は、慎重に内部調査を行った上で適時処理しなければならない。タイプ3のうち会社側が敗訴した2つの判例は、会社側は精算上の問題を発見した後に労働者に適時警告を与えるべきであり、警告を与えずに事後に責任を追及する場合、その合理性が厳しく問われることになるほか、虚偽精算が成立可能であったとしても、処理プロセスが比較的長く、又は規律違反という事実の発生から合理的な期間が経過した場合、何れも労働契約の解除を違法とすることができることを示している。

Ⅲ. 虚偽精算による労働契約解除の注意点

新「税関査察条例」の一部条文は表記が不明確であり、第三者専門機関が税関査察に如何に介入するか等の一部の問題については税関がさらに明確化するのを待つことになる。また、これまでの慣例によれば、弊職らは新「税関査察条例」が公布された後、相応の具体的な実施弁法も相応に公布されると理解しており、弊職らはこれについても引き続き注目していく。

1. 規則制度

会社側の規則制度の中に虚偽精算の規律違反状況及びそれに対応する処罰方法、その効果が明確に列挙されており、かつかかるタイプの規律違反状況は労働契約を解除することができるものと規定すべきである。また、かかる規則が裁判上の証拠と認められるには、かかる規則について会社側が労働契約法第4条に従い関連する民主的プロセスを経ており、かつ公示、告知しなければならない。

2. 規律違反事実

会社側は、労働者が規則制度に定める虚偽精算という規律違反行為に及び、かつ規律違反行為の深刻さが労働契約を解除するに足るものであることを証明しなければならない。よって、契約解除前の十分な証拠収集が重要となる。

3. 解除プロセス

会社側が労働組合を設立している場合、会社側は労働契約法に従い事前に解除理由を労働組合に告知しなければならない。労働組合が会社側による解除の決定が法に違反していると判

断した場合、会社側に是正するよう求める権利を有する。労働組合に通知するプロセスを完了した後、契約解除通知を書面にて従業員に送付しなければならない。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません)

馬軍 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所、国際法律連盟 (ILASA) より 6 年連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。馬軍弁護士は、早稲田大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て 2015 年 4 月から君合律師事務所パートナーに就任。外商投資、M&A、再編撤退、労務管理の分野に強い。



BTMU の中国調査レポート(2016年11月)

■ 海外経済フラッシュ

大方の事前予想に反し、米国大統領選でトランプ氏が勝利

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161110_001.pdf

経済調査室

■ BTMU 中国月報第130号

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0ivm3dny4n1H7e46bf90lid0ivm3foeldv>

国際業務部

■ BTMU CHINA WEEKLY 2016/11/09

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0ivc49kxavmH9c21dad7Iid0ivc4c3vmkw>

国際業務部

■ 経済レビュー

中国の「供給側改革」の下で新展開を迎えた国有企業改革

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161101_001.pdf

経済調査室

■ ニュースフォーカス第11号

香港コーポレートレジャーセンター税制に関する税務局解釈

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161024_001.pdf

業務開発室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断ください。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214